

だい かいけんとうかい ぎろん
第 3 回 検 討 会 の 議 論 に つ い て

1 だい かいけんとうかい ぎだい しょうがい りゆう さべつ きんし
第 3 回 検 討 会 の 議 題 1 「 障 害 を 理 由 と す る 差 別 の 禁 止 に つ い て 」

ぎろん じこう ぜんかいていじないよう
【 議 論 い た だ き た い 事 項 】 (前 回 提 示 内 容)

○ しょうれい こっし あん に基づき、つぎのとおりにきていすることをそうていしています。

なんびと しょうがい りゆう しょうがい ひと ふとう さべつてきとりあつか
何人も、障 害 を理由として、障 害 のない人と不当な差別的取 扱いをする

ことにより、しょうがい ひと けんりりえき しんがい
ことにより、障 害 のある人の権利利益を侵害してはならない。

○ これについて、ごいけん
御意見はありますか。

ほそくせつめい
(補 足 説 明)

① しょうがい りゆう さべつ きんし ぎ む はんい なんびと
障 害 を理由とする差別の禁止を義務づける範囲については、「何人も」とし

たいと かんが しょうがいしゃ さべつかいしょうほう ぎょうせいきかんと
たいと 考 えております。なお、障 害 者 差 別 解 消 法 では、「行 政 機 関 等 」と

じぎょうしゃ さべつきんし きてい こくみん
「事業者」については、差別禁止の規定があるものの、「国民」については、

きてい かくだい しょうがいしゃきほんほう なんびと
規定されていないことから、「拡大」となりますが、障 害 者 基 本 法 では、「何人

も」と規定され、差別が禁止されています。

② しょうがい りゆう さべつ きんし ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい
障 害 を理由とする差別の禁止について、「不当な差別的取 扱い」の具体例

こ こ きさい ほうかつてき きてい かんが
を個々に記載するのではなく、包括的に規定したいと 考 えております。その

う え なに さべつ あ どう さくてい ふとう さべつ
上で、何が差別に当たるかについては、ガイドライン等を策定し、「不当な差別

できとりあつか ぐたいてきじれい しめ かんが
的取扱い」の具体的事例を示したいと考えております。

これは、何が差別に当たるかは、様々であり、これらを全て条例上網羅することは困難であるとともに、現在想定されていないような新たな差別が問題となった場合に、柔軟かつ機動的に条例改正を行うことが困難であること、また、何が差別に当たるかについては、ガイドライン等を策定し、それにより差別の具体的事例を広く県民に周知する方が、理解が得られやすいと考えるからです。

おも ごいけん ＜主な御意見＞

【条文の規定について】

ア 「何人も」という表現は一般県民に分かりにくいので、「全ての人」としてはどうか。

イ 条文の文言としては、「障害のある人に対し、障害を理由として、不当な差別的取扱いをすることにより」とした方が良く思う。

ウ 人を差別することは、人の命を軽視するものであるという趣旨が読み取れるようにしていただきたい。

エ 差別的「取扱い」という言葉は、障害者を物のように扱っている印象を受けるので、差別的「行為」にしてはどうか。

オ 「不当な差別的取扱い」の後に、「これと同等の作為及び不作為」という

もんごん ついか
文言を追加してはどうか。

カ 「^{ふとう}不当な^{さべつてきとりあつか}差別的取扱いを」の^{あと}後に、「^{いしきてきた}意識的又は^{むいしき}無意識に^{おこな}行うこと」と
いう^{もんごん}文言を追加してはどうか。

キ 「^{けんりりえき}権利利益」の^{しんがい}侵害だけでなく、「^{しんがい}尊厳」の^{しんがい}侵害もしてはならないと^{きてい}規定
してはどうか。

ク ^{じょうれい}条例には、^{せいかつばめん}生活場面ごとに^{ぶんるい}分類した^{ふとう}不当な^{さべつてきとりあつか}差別的取扱いを^{ぐたいてき}具体的に^{きてい}規定
した^{ほう}方が^よ良い。

ケ ^{じょせいしょうがいしゃとくゆう}女性障害者特有の^{ふくごうてきさべつ}複合的差別についても^{きてい}規定すべきである。

コ ^{さべつてきとりあつか}差別的取扱いの^{ぐたいれい}具体例は、^{きさい}ガイドラインに^{じゅうなん}記載し、^{たいおう}柔軟に^よ対応すること
が^よ良い。

サ ^{さべつ}差別の^{じれい}事例を^{ぐたいてき}具体的に^{きてい}規定した^{ほう}方が、^{ぎむ}義務を^か課される^{じぎょうしゃ}事業者や^{けんみん}県民に^{わか}わか
りやすいのではないか。

シ ^{さべつ}差別の^{じれい}事例を^{ぐたいてき}具体的に^{きてい}規定した場合、^{ばあい}例示されていない^{れいじ}行為は^{こうい}許されると
^{ごかい}誤解を^{まね}招くおそれがある。

【ガイドラインについて】

ガイドラインには、^{しょうがいしゃぜんぱんおよ}障害者全般及び^{しょうがいべつ}障害別の^{さべつじれい}差別事例と、その^{じれい}事例がどの
ような^{ねんれいそう}年齢層で^お起きたのかを^{きさい}記載していただきたい。

【その他】

ア 虐待の防止，特に通報義務について規定した方がよい。

イ 医療の提供場面における差別の禁止については，適正な医療とは何かを

踏まえて考える必要があると思う。

2 第3回検討会の議題2 「合理的配慮の提供義務について」

【議論いただきたい事項】（前回提示内容）

- 条例の骨子（案）に基づき、次のとおり規定することを想定しています。
- ① 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合には、その家族、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- ② 事業者は、その事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合には、その家族、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的

しょうへき じよきよ じっし ひつよう ごうりてき はいりよ つと
障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなけれ
ばならない。

○ これについて、^{ごいけん}御意見はありますか。

^{ほそくせつめい}
(補足説明)

ごうりてき はいりよ ていきよう ぎむ はんい しょうがい ひと あいてかた
合理的な配慮の提供を義務づける範囲について、障害のある人と相手方
かんけい ぐたいてき ぼめん さまざま もと はいりよ ないよう
の関係は具体的な場面によって様々であり、それによって求める配慮の内容
ていど たしゅたよう じぎょうしゃ かん どりよく ぎむ けんみん
や程度も多種多様であることから、「事業者」に関しては努力義務とし、「県民」
については特に規定しない方向で考えております。

^{おも} ^{ごいけん}
＜主な御意見＞

^{じょうぶん} ^{きてい}
【条文の規定について】

ア 「意思の表明」の後に、「又は意思の表明と同等と認められる発信その
た こうい げんしょう もんごん ついか
他の行為や現象」という文言も追加してはどうか。

イ 意思の表明が「あった場合」を、「確認された場合」あるいは「あると認
められた場合」としてはどうか。

ウ 「当該障害のある人の性別」という文言を、「当該障害のある人の自認
する性別」としてはどうか。

エ 「その実施に伴う負担が過重でないとき」という文言を、「その実施に伴う負担が過重である場合を除き」としてはどうか（合理的配慮を行うことが原則とする。）。

オ 条文の中に、「お互いに建設的な対話を行い」という文言を入れてはどうか。

【事業者の合理的配慮の提供義務について】

ア 事業者についても、合理的配慮の提供を義務付けて良いと思う。

イ 事業者の合理的配慮の提供は、努力義務とした方が相互理解・話し合いがスムーズに進むのではないかと思う。

ウ 事業者の中には、障害当事者からの要望に応じられなかった場合に、法的義務に反することになるのでは、という懸念を示す方もいる。

エ 事業者に対して、障害者から配慮の提供を求められた場合に、それに合わせてすぐに対応する、「配慮義務」を定めることとしてはどうか。

【県民の合理的配慮の提供義務について】

合理的配慮の提供について、県民にも努力義務を課して良いと思う。

【その他】

ア 合理的配慮の提供は、提供する側と提供を受ける側の双方が何をどこ

までできるのか話し合い、理解・受諾の上で成り立つものだと考える。

イ バリアフリーと合理的配慮の提供義務との違いについて、事業者が学ぶ機会があるとよい。

ウ 障害者・健常者双方に障害に関する知識や専門用語などについて学ぶ機会があると、よりよい「建設的な対話」ができると思う。

エ あえて言えば、障害当事者がやることをやらずに配慮を求めることは「わがまま」である。